

## 生命の特許化に関する現政権及び米国議会の動向

2008年2月1日  
JETRO NY 澤井、中山

ブッシュ大統領の一般教書演説(1月28日)において、「人間の生命の売買、特許化、クローン等の非倫理的な行いを禁ずる法制定を議会に要請する」と演説した点に関連し、現政権及び米国議会の動向等について、以下の通り報告する。

### 1. ブッシュ政権のスタンス

ブッシュ大統領は、本年の一般教書演説と同様、06年の一般教書演説においても、人間の生命の売買、特許化、クローン等の研究など非倫理的な行いを禁ずる法制定を議会に要請するなど、こうしたスタンスは現政権として首尾一貫したものの。米国において、インテリジェント・デザイン<sup>1</sup>が宗教問題として政治問題化する中、敬虔なクリスチャンとしても知られる<sup>2</sup>同大統領として、「生命は創造主(Creator)の贈り物」(06年一般教書演説)との信念が背景にある。

なお、同大統領は昨年6月、先に上下両院を通過した「連邦資金によりヒト胚幹細胞の研究を推進する法案」に対し拒否権<sup>3</sup>を発動している(後掲)。この際、同大統領は、「私は胚幹細胞の研究に連邦予算を与えた最初の大統領」として、同研究自体に理解を示す一方、「但し、この研究はヒト胚(human embryos)の破壊を助長するものであってはならない」と続けている。

したがって、今日我が国においても注目を集めるiPS細胞の研究については、生命やヒト胚の破壊を伴わない以上、現政権の前掲スタンスに反せず、それゆえ同研究等への資金拠出の拡大を今次一般教書においても明言したものと見える。

### 2. 米国議会及び法案の動向

上記現政権の政治的なスタンスのある中、近時の米国議会上下両院は、連邦資

<sup>1</sup> インテリジェント・デザイン(ID); 宇宙、世界や生命、人間が「創造主なる神」によって創造されたとする創造科学から興った論説 (Wikipediaより)

<sup>2</sup> 例えば04年10月17日付 NYT紙“*That a deep Christian faith illuminated the personal journey of George W. Bush is common knowledge*”

<sup>3</sup> S5法案(110議会)07年6月20日大統領拒否権発動(議会記録より)

[http://frwebgate.access.gpo.gov/cgi-bin/getpage.cgi?position=all&page=S8060&dbname=2007\\_record](http://frwebgate.access.gpo.gov/cgi-bin/getpage.cgi?position=all&page=S8060&dbname=2007_record)

金によりヒト胚幹細胞の研究を推進する法案(109議会下ではHR810法案<sup>4</sup>、110議会ではS5法案<sup>5</sup>)を相次いで通過させてきた。

これに対し、ブッシュ大統領は、前掲の通り、ヒト胚幹細胞研究が道徳的な境界線を踏み越えているとして、いずれの推進法案に対しても拒否権<sup>6</sup>を発動し、未だ成立に至っていない。大統領の拒否権を覆すためには両院において3分の2以上の賛成が必要となるが、同法案はそこまでの多数の賛成票が獲得されていない状況である<sup>7</sup>。

なお、主要な次期大統領候補でもある民主党クリントン、オバマ両上院議員、及び、共和党マケイン上院議員は、いずれも同推進法案に賛成票<sup>8</sup>を投じている(07年6月)。

上記推進法案が議会を通過したことに加え、例えばウィスコンシン大学の学外団体であるWARFは1月9日、カリフォルニア州の企業に対して173件のヒト胚幹細胞研究に関する特許及び特許出願をライセンスした旨のプレスリリース<sup>9</sup>を行っている。このように、上記現政権のスタンスに相反し、米国内においても、当該研究や特許取得のニーズは高いものと思われる。

なお、今次110議会下では、ヒト胚幹細胞研究の倫理面に関する法案(S30)が上程されるものの、特許化を禁止する具体的な法案は提出されていない模様。

(了)

---

<sup>4</sup> HR810 法案 <http://thomas.loc.gov/cgi-bin/bdquery/z?d109:h.r.00810:>

<sup>5</sup> S5 法案 <http://thomas.loc.gov/cgi-bin/bdquery/z?d110:SN00005:>

<sup>6</sup> S5 法案(110 議会)07 年 6 月 20 日大統領拒否権発動(議会記録より)

[http://frwebgate.access.gpo.gov/cgi-bin/getpage.cgi?position=all&page=S8060&dbname=2007\\_record](http://frwebgate.access.gpo.gov/cgi-bin/getpage.cgi?position=all&page=S8060&dbname=2007_record)

HR810(109 議会)06 年 7 月 19 日大統領拒否権発動(NEDO 海外レポートより)

<http://www.nedo.go.jp/kankobutsu/report/983/983-11.pdf>

<sup>7</sup> HR810 法案では下院で再決議が行われたが、賛成 235-反対 193 で、3 分の 2 に至らず。

<sup>8</sup> 上院: 賛成 63-反対 34 詳細は以下 URL

[http://www.senate.gov/legislative/LIS/roll\\_call\\_lists/roll\\_call\\_vote\\_cfm.cfm?congress=110&session=1&vote=00127](http://www.senate.gov/legislative/LIS/roll_call_lists/roll_call_vote_cfm.cfm?congress=110&session=1&vote=00127)

下院: 賛成 247-反対 176 詳細は以下 URL

<http://clerk.house.gov/evs/2007/roll443.xml>

<sup>9</sup> [http://www.warf.org/news/news.jsp?news\\_id=220](http://www.warf.org/news/news.jsp?news_id=220)